

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年2月22日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今日が2月最後の定例会議であり、月日が経つのは早いと感じる。来週は3月に入り、異動時期となるが、いつも以上に平静さを心掛けて、担当業務に丁寧に取り組んでいただきたいと思う。内示後の担当者間の引き継ぎについては、漏れのないよう確実に行うとともに、幹部職員によるチェックは計画的に進めていただきたい。昨年発生した不適正事案については、忙しさの中で、ついつい見落とししてしまったために発生し、大きな痛手になったものもあるので、忙しい時期だからこそ、お互いに連携して、ミスがあった場合にはカバーしていただきたい。これからの時期は、卒業、入学、転勤、就職等々で期待に胸が膨らみ、気分が高揚する時期となるし、新型コロナウイルス感染症に対するマスク着用の見直しもあり、これまで引き締められていた部分が緩められ、多くの人が開放感を感じ、今までよりも活発に行動する人が増えてくると思う。こういう時期だからこそ起こり得る事件・トラブルがあると思うので、異動期に間隙を生じさせないようにするとともに、日常の見える警察活動をしっかりと行っていただきたいと思う。

今日の新聞に、「青森県警がハウスメーカーの大和ハウス工業北東北支社と協定を結び、新築住宅に同社が防犯カメラを無償設置する。」という記事が掲載されていた。防犯カメラを活用して犯罪抑止や犯人特定に活用できると思った。また、記事には、大和ハウス工業北東北支社のコメントとして、「今後、秋田や岩手でも要請があれば検討していきたい。」ということも書かれていた。設置に当たって留意すべき点があるかもしれないが、ドライブレコーダーの普及と同様に住宅に防犯カメラの設置が進めば、県民の防犯意識が高まり、犯罪抑止効果が期待できると思うので、検討の余地はあると思った。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和5年度組織改編の概要について

警察本部から、「定期人事異動の日程は、平成30年から、警部補以下の人事異動を原則4月1日とし、警部及び同相当職以上の異動と分ける二段階異動としている。異動規模は、警察官780人、一般職員128人の合計908人であり、前年度と比較し、警察官が54人、一般職員が24人の減、合計で78人の減となる。組織改編の概要は大きく3項目あり、1つ目は、「留置管理課の新設」である。被留置者の適正処遇や自殺防止対

策等の徹底に資する指導体制及び組織的管理体制の強化を図るため、警務部に置かれている留置管理官を所属に格上げし、留置管理課を新設する。事務室は盛岡東警察署に設置し、同署の留置管理課は本部直轄施設とする。2つ目は、「治安情勢の変化に的確に対応するための体制・現場執行力の強化」についてであり、サイバー犯罪特捜隊を新設するほか、刑事部刑事企画課捜査支援分析室の捜査支援及び犯罪手口・情報分析係を統合し、捜査支援分析第一、第二係に再編する。また、ドローン（無人航空機）の利活用により警察活動の高度化を図る先端技術導入班を同室に設置するほか、刑事部刑事企画課に刑事部沿岸BT（バックアップチーム）を編成、警備部警備課に警護対策室を設置等する。3つ目は、「社会の変化に適応するための警察運営の合理化」についてであり、警務部警務課に採用係を新設するほか、警務部会計課内に施設整備室を新設し所属長級のポストに格上げする。また、生活安全部生活安全企画課に許可等事務指導室を新設するほか、事件主管課6所属に管理係を新設する。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「生活安全部生活安全企画課の許可等事務指導室には、どのような方を配置することを想定しているのか。」

→本部説明

「過去に警察本部で許可事務を担当した経験がある係長、補佐を想定している。」

《 委員発言 》

「重要な仕事であり、経験者が良いし、訴訟となった場合にどのような点で争われる可能性があるのかが分かる方を配置した方が良いと思う。」

《 委員発言 》

「刑事部沿岸BTや事件主管課6所属の管理係を新設して、男性職員の育休やワークライフバランス推進のための休暇等を取得する職員を支援する体制をつくることは、とても良いことだと思った。配置される職員には、配置される意図や役割を理解させ、十分に機能できるようにしていただきたいと思う。少子化は切実な問題になってきていると感じており、警察官採用の強化は進めていかなければならないと思うので、専任の配置は、時代に正しく対応していると思う。」

○ 警察庁による監察の結果について

警察本部から、「警察庁による監察の結果について報告する。監察項目については、被害者の心情に配慮した適切な性犯罪捜査の推進状況、ハラスメントや留置管理業務等に関する非違事案防止対策の推進状況及び人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応状況についてである。このうち、性犯罪捜査の推進状況と非違事案防止対策の推進状況の監査については、昨年10月に捜査第一課等の本部内所属と盛岡西警察署に対して行われ、人身安全関連事案への対応の監査については、昨年11月に人身安全少年課等の本部内所属と千厩警察署に対して行われた。受監結果は、基準を満たしているとのことであり、指摘・指導事項は無かった。特に良好と認められる事項として、本部警務課で運用している職員アンケートシステムについて、職員の様々な意識、ニーズの調査分析を実施するなど効果的な取組を推進しているとの評価を受けている。今回の監察結果については、各所属に通知し、情

報共有を図り、指摘・指導事項は無かったものの、今後も関係所属と連携を取りながら、適正な業務推進と非違事案防止に向けた取組を継続していく。」旨の報告があった。

【警備部議題】

○ 非常参集基準等の改正について

警察本部から、「災害時における非常参集基準について、現行は「震度5強以上を全職員参集」と定めており、令和4年1月16日トンガ沖海底火山噴火に伴う津波警報発表、3月16日及び18日に連続発生した震度5強の地震の際に全職員が非常参集し、被害状況を把握するまでの間、職場に待機させたが、結果的に警察が対応する事象の発生は無かった。このことを踏まえて、非常参集基準について、震度や警報から「予想される被害規模」に合わせたものに見直しする必要があると判断し、改正することとした。これまで「震度5強以上及び津波警報発表時には、全職員参集」としていたが、今後は「震度6弱以上及び大津波警報発表時には、全職員参集」と改正した。また、震度5強及び津波警報発表の際は、警察本部では、警備部長以下コアメンバーの36人が初動対応の中核となり、被害状況、被害規模、拡大性等を早期に判断し、必要により体制を拡大するなどして、機動的な災害対処に当たることとした。警察署においては、これまで「津波警報発表時には、全職員参集」「津波注意報発表時には、沿岸地域を管轄する警察署の全職員参集」としていたが、今後は、「津波警報発表時及び津波注意報発表時には、沿岸地域を管轄する警察署の「署長があらかじめ指定する職員が参集」と改正した。岩手県警察非常招集に関する訓令の改正するとともに、岩手県警察災害警備実施要領（例規）及び岩手県警察大規模災害警備計画（通達）を改正し、改正した訓令等の施行日を令和5年3月1日としている。昨年来、各所属に周知を図っていたが、引き続き誤りのないよう対応する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「改正することにより、機能的になると感じた。災害発生時にある程度の体制を整えて、状況により必要な職員を招集する方が効率的だと思う。東日本大震災津波は異動時期に発生したが、異動時期でも体制に間隙が生じないようにしていただきたい。」

■個別会議

○ 警務課

令和5年定期人事異動の概要報告

○ 運転免許課

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定の説明、決裁
免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 監察課

監察課業務報告

○ 総務課

公安委員会宛て苦情の受理の説明、決裁
東日本大震災津波集中捜索激励における公安委員会委員長の対応の説明、決裁
国家公安委員会宛て文書の受理・処理の説明、決裁